

議案第4号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険の運営をしていくため、税率等を改正することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.31」を「100分の5.76」に改める。

第4条中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第7条中「100分の2.05」を「100分の2.35」に改める。

第9条中「8,400円」を「9,300円」に改める。

第10条第1号中「8,700円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「4,350円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「6,525円」を「5,850円」に改める。

第26条第1項第1号ウ中「5,880円」を「6,510円」に改め、同号エ(ア)中「6,090円」を「5,460円」に改め、同号エ(イ)中「3,045円」を「2,730円」に改め、同号エ(ウ)中「4,568円」を「4,095円」に改め、同項第2号ウ中「4,200円」を「4,650円」に改め、同号エ(ア)中「4,350円」を「3,900円」に改め、同号エ(イ)中「2,175円」を「1,950円」に改め、同号エ(ウ)中「3,263円」を「2,925円」に改め、同項第3号ウ中「1,680円」を「1,860円」に改め、同号エ(ア)中「1,740円」を「1,560円」に改め、同号エ(イ)中「870円」を「780円」に改め、同号エ(ウ)中「1,305円」を「1,170円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,260円」を「1,395円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,325円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「3,720円」に改め、同号エ中「4,200円」を「4,650円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.76</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>7,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>3,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>5,850円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.31</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.05</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>8,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>4,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,525円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>

新	旧
<p>第26条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6, 510円</u></p> <p>エ 略</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>5, 460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4, 095円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4, 650円</u></p> <p>エ 略</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>3, 900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>1, 950円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>2, 925円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 860円</u></p>	<p>第26条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 880円</u></p> <p>エ 略</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6, 090円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>3, 045円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4, 568円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4, 200円</u></p> <p>エ 略</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 175円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 263円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 680円</u></p>

新	旧
<p>エ 略</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1, 560円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>780円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 170円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 395円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 325円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 650円</u></p>	<p>エ 略</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1, 740円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>870円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 305円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 260円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 100円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 200円</u></p>

改正要旨

1 改正の趣旨

国民健康保険は、平成30年度の制度改革から、財政運営の責任主体である愛知県が県内の市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を市町村が納付するとともに、愛知県が保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に交付することで、保険税の負担を公平に支え合う仕組みとなっています。

この間、大口町では、国民健康保険事業費納付金の算定基礎となる医療費水準及び所得水準により当該納付金が高く算定され、愛知県に納付するための財源が保険税収のみでは不足する状況が続いており、国民健康保険財政調整基金、法定外一般会計繰入金及び前年度繰越金を活用し、できる限り被保険者の負担増を抑えながら、毎年度、保険税率等を改正し、国民健康保険財政を運営しています。

加えて、愛知県が国民健康保険税の課税の標準的な算定方式に定めた、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の3方式とするため、大口町国民健康保険運営協議会の承認のもと、平成30年度に後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の資産割額を廃止し、基礎課税額分の資産割額は、令和3年度から、廃止に向けた段階的な保険税率の改正を行っています。

今般、このような方針に則し、被保険者を取り巻く状況や、被保険者の負担増に十分留意した上で、必要な保険税率等の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税率等

ア 基礎課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
所得割額	5.76%	5.31%	第3条第1項【改正あり】
資産割額	4.00%	6.00%	第4条【改正あり】
均等割額	27,600円	27,600円	第5条【改正なし】

平等割額	21,600円	21,600円	第6条第1号【改正なし】
特定世帯	10,800円	10,800円	第6条第2号【改正なし】
特定継続世帯	16,200円	16,200円	第6条第3号【改正なし】

イ 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
所得割額	2.35%	2.05%	第7条【改正あり】
均等割額	9,300円	8,400円	第9条【改正あり】
平等割額	7,800円	8,700円	第10条第1号【改正あり】
特定世帯	3,900円	4,350円	第10条第2号【改正あり】
特定継続世帯	5,850円	6,525円	第10条第3号【改正あり】

ウ 介護納付金課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
所得割額	1.78%	1.78%	第11条【改正なし】
均等割額	11,100円	11,100円	第13条【改正なし】
平等割額	6,000円	6,000円	第14条【改正なし】

エ 国民健康保険税の減額に関する改正

① 7割軽減

	改正後	改正前	条項
基礎課税額分均等割額	19,320円	19,320円	第26条第1項第1号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	15,120円	15,120円	第26条第1項第1号イ(ア)【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯)	7,560円	7,560円	第26条第1項第1号イ(イ)【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	11,340円	11,340円	第26条第1項第1号イ(ウ)【改正なし】
後期高齢者支援金等分均等割額	6,510円	5,880円	第26条第1項第1号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	5,460円	6,090円	第26条第1項第1号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額 (特定世帯)	2,730円	3,045円	第26条第1項第1号エ(イ)【改正あり】

後期高齢者支援金等分平等割額（特定継続世帯）	4,095円	4,568円	第26条第1項第1号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	7,770円	7,770円	第26条第1項第1号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	4,200円	4,200円	第26条第1項第1号カ【改正なし】

② 5割軽減

	改正後	改正前	条項
基礎課税額分均等割額	13,800円	13,800円	第26条第1項第2号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	10,800円	10,800円	第26条第1項第2号イ(ア)【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定世帯）	5,400円	5,400円	第26条第1項第2号イ(イ)【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定継続世帯）	8,100円	8,100円	第26条第1項第2号イ(ウ)【改正なし】
後期高齢者支援金等分均等割額	4,650円	4,200円	第26条第1項第2号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	3,900円	4,350円	第26条第1項第2号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯）	1,950円	2,175円	第26条第1項第2号エ(イ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定継続世帯）	2,925円	3,263円	第26条第1項第2号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	5,550円	5,550円	第26条第1項第2号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	3,000円	3,000円	第26条第1項第2号カ【改正なし】

③ 2割軽減

	改正後	改正前	条項
基礎課税額分均等割額	5,520円	5,520円	第26条第1項第3号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4,320円	4,320円	第26条第1項第3号イ(ア)【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定世帯）	2,160円	2,160円	第26条第1項第3号イ(イ)【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定継続世帯）	3,240円	3,240円	第26条第1項第3号イ(ウ)【改正なし】
後期高齢者支援金等分均等割額	1,860円	1,680円	第26条第1項第3号ウ【改正あり】

後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	1,560円	1,740円	第26条第1項第3号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯)	780円	870円	第26条第1項第3号エ(イ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定継続世帯)	1,170円	1,305円	第26条第1項第3号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	2,220円	2,220円	第26条第1項第3号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	1,200円	1,200円	第26条第1項第3号カ【改正なし】

(2) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額の改正

ア 基礎課税額の軽減額

	改正後	改正前	条項
7割軽減世帯	4,140円	4,140円	第26条第2項第1号ア【改正なし】
5割軽減世帯	6,900円	6,900円	第26条第2項第1号イ【改正なし】
2割軽減世帯	11,040円	11,040円	第26条第2項第1号ウ【改正なし】
軽減なし世帯	13,800円	13,800円	第26条第2項第1号エ【改正なし】

*算定(7割軽減世帯の未就学児の均等割額の場合)

均等割額	27,600円	…①	
7割軽減額	19,320円	…②	(①×0.7)
7割軽減後の均等割額	8,280円	…③	(①-②)
未就学児軽減額	4,140円	…④	(③×0.5)
未就学児軽減後の均等割額	4,140円	…③-④	

イ 後期高齢者支援金等課税額の軽減額

	改正後	改正前	条項
7割軽減世帯	1,395円	1,260円	第26条第2項第2号ア【改正あり】
5割軽減世帯	2,325円	2,100円	第26条第2項第2号イ【改正あり】
2割軽減世帯	3,720円	3,360円	第26条第2項第2号ウ【改正あり】
軽減なし世帯	4,650円	4,200円	第26条第2項第2号エ【改正あり】

3 施行期日

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。